

ひとり親家庭等の方を応援します！

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

郡山市では、ひとり親家庭等のお母さん・お父さんとお子さんが、よい条件の職業に就くためや安定した就業のために、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講し、修了した場合及び修了後2年以内に高等学校卒業程度認定試験の合格をした場合に、ひとり親家庭の親が支払った経費の一部を支給しています。

ご希望の方は、必ず講座申込前にご相談ください。

1 対象となる講座		3 支給額			
高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制含む）で市長が適当と認めたもの ※高等学校卒業程度認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、対象となりません			受講費用 (入学科と受講料) の給付割合	上限額	
				通信制	通学又は通 学と通信制
		受講 開始時 給付金	4割	10万円	20万円
		受講 修了時 給付金	5割 から受講開始時給 付金を差し引いた 額	12万5千円 (受講開始 時給付金 と併せて)	25万円 (受講開始 時給付金 と併せて)
		合格時 給付金	1割	15万円 (受講開始 時・受講修 了時給付金 と併せて)	30万円 (受講開始 時・受講修 了時給付金 と併せて)
2 対象者		4 申請期限			
市内にお住まいの20歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の父母及びその扶養されている子（20歳未満）で、次の条件すべてを満たす方		①受講対象講座指定申請 受講開始前 ②受講開始時給付金 受講開始日から30日以内に支給申請 ③受講修了時給付金 受講修了日から30日以内に支給申請 ④合格時給付金 認定試験合格証の日付から40日以内に支給申請			
① 母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者。 ② 今までにこの事業と同様の趣旨の給付金を受給していないこと。 ③ 適職に就くために必要と認められること。 ④ 高等学校卒業生など大学入学資格を取得していないこと。					
※給付金の支給を受けるまで対象者の要件に該当する必要があります。					

■ 連絡先

〒963-8025

郡山市桑野一丁目2番3号

郡山市こども部こども家庭課
(ニコニコこども館)

電話 024-924-3341

FAX 024-933-6665

e-mail: kodomokatei@city.koriyama.lg.jp



5 手続きの流れ

1 事前相談

職業生活の展望と受講の必要性を確認し、基本的な要件や必要書類をお伝えいたします。
受講を希望する講座のパフレットや講座の内容が分かるものを持って来所ください。
※受講の【申込前】に

2 市へ受講対象講座指定申請

受講開始日前に「書類1」をご持参の上、来所ください。審査後、書類審査の結果をお知らせいたします。

3 受講

市から「受講対象講座指定通知書」が届いたら、講座の申込手続、受講料の支払をしてください。

4 市へ (1) 受講開始時給付金・ (2) 修了時給付金支給申請

(1) 受講開始後、「書類2」を提出して受講開始時給付金を申請してください。

(2) 受講修了後、「書類2」を提出して受講修了時給付金を申請してください。

5 (1) 受講開始時給付金・ (2) 受講修了時給付金支給

書類審査後、給付金を支給いたします。
なお、審査結果は「支給決定通知書」でお知らせいたします。

◎受講修了日から2年以内に全科目認定試験に合格
(8月、11月に認定試験)

6 合格時給付金支給申請

合格後、「書類3」をご持参の上、来所ください。

※合格証書に記載されている日付から40日以内に提出してください。

7 合格時給付金支給

書類審査後、給付金を支給いたします。
なお、審査結果は「支給決定通知書」でお知らせいたします。

6 必要書類

「書類1」受講対象講座指定申請時必要書類

- ① 受講対象講座指定申請書
- ② 戸籍謄本
- ③ 住民票
- ④ 母子・父子自立支援プログラムの写し等
- ⑤ 講座の受講期間・受講費用の内訳が確認できる書類

「書類2」受講開始時給付金・受講修了時給付金支給申請時必要書類

- ① 給付金支給申請書
- ② 「書類1」の②～④と同じ
- ③ ひとり親家庭の親が支払った経費に係る領収書
- ④ 預金通帳の写し
- ⑤ 受講対象講座指定通知書（受講開始時のみ）
- ⑥ 受講修了証明書（受講修了時のみ）

「書類3」合格時給付金支給申請時必要書類

- ① 給付金支給申請書
- ② 文部科学省が発行する合格証書の写し
- ③ 「書類1」の②～④と同じ
- ④ 預金通帳の写し

※ 必要書類は場合によっては省略できる場合もあります。
詳細は申請手続の際に説明いたします。



(令和6年8月作成)